

I サーベイランスに関するマニュアル

目次

第1章 始めに

- 1 新型インフルエンザ県内発生 of 早期探知
- 2 発生段階の見極め
- 3 患者の発生動向の推移
- 4 インフルエンザウイルスの型・亜型や薬剤耐性等
- 5 新型インフルエンザの病原性、感染力、臨床像、治療効果等
- 6 鳥類、豚が保有するインフルエンザウイルスのサーベイランス

第2章 各段階におけるサーベイランス

- 1 平時から継続して行うサーベイランス
- 2 新型インフルエンザ発生時に追加するサーベイランス
- 3 新型インフルエンザ発生時に強化するサーベイランス

| サーベイランスに関するマニュアル 概要 | |
|---|--|
| <p>1 目的</p> <p>新型インフルエンザの発生をできるだけ早く発見し、その後の感染の広がりや患者数の増加の状況を調べ、流行状況に応じた対策を行う。</p> <p>2 各段階におけるサーベイランス</p> | |
| <p>平時から継続して行うサーベイランス</p> | <p>(1) 患者発生サーベイランス 定点医療機関から、インフルエンザと診断した患者について報告を受ける。</p> <p>(2) 入院サーベイランス 基幹定点医療機関におけるインフルエンザによる入院患者について、報告を受ける。</p> <p>(3) インフルエンザ様疾患発生報告（学校サーベイランス） 幼稚園、保育所、小学校、中学校、高等学校等から、インフルエンザ様症状の患者による臨時休業の状況及び欠席者数の報告を受ける。</p> <p>(4) ウイルスサーベイランス インフルエンザ病原体定点医療機関からインフルエンザ患者の検体を採取し、ウイルス検査を行う。</p> <p>(5) 鳥類、豚が保有するインフルエンザウイルスのサーベイランス 国が行う鳥類、豚が保有するインフルエンザウイルスサーベイランスに関する分析評価等について情報収集に努め、適宜、関係機関に提供する。</p> |
| <p>新型インフルエンザ発生時に追加するサーベイランス</p> | <p>(1) 患者全数把握 全ての医療機関から、届出基準に合致する患者の報告を受ける。</p> |
| <p>新型インフルエンザ発生時に強化するサーベイランス</p> | <p>(1) インフルエンザ様疾患発生報告（学校サーベイランス）等 インフルエンザ様疾患発生報告（学校サーベイランス）の報告施設を、大学・短大まで拡大する。また、報告のあった集団発生について、集団発生ごとに患者の検体を採取し、PCR 検査等を行う。</p> <p>(2) ウイルスサーベイランス 患者発生サーベイランスにおける患者全数把握及び、学校サーベイランス等でのウイルス検査を実施する。</p> <p>(3) 積極的疫学調査 患者全数把握、患者発生サーベイランスによる定点医療機関、学校サーベイランスによる集団発生した学校の患者及び接触者について、届出情報だけでは得られない情報を収集する。</p> <p>(4) 新型インフルエンザによる死亡・重症患者の状況 新型インフルエンザと診断された患者の死亡、重症患者の発生について、医療機関から報告を受けるとともに、症状・治療経過、臨床情報を収集する。</p> <p>(5) その他 病原性の変化等の把握や臨床情報の分析を行う。</p> |

第1章 始めに

感染症サーベイランスとは、インフルエンザを含め、患者の発生情報を統一的な手法で持続的に収集・分析し、得られた情報を疾病の予防と対策のために迅速に還元するものであり、平時から、医療、行政、研究等の関係者の努力と、患者をはじめとする多くの県民の協力により維持されている。新型インフルエンザ等発生時に適切にサーベイランスを行うためには、サーベイランスに関する更なる啓発と、迅速な情報還元を継続して行いつつ、関係者の理解及び協力を得る必要がある。

新型インフルエンザ等が発生した際には、県内での新型インフルエンザ等の発生をできるだけ早く発見し、その後の感染の広がりや患者数の増加の状況を調べ、公表することで、県民一人一人や、市町、医療機関その他様々な関係者が、流行状況に応じた対策を行うために活用できる。また、特に早期に発症した患者の症状や診断・治療の状況、結果など、具体的な情報を収集し、取りまとめて医療関係者に提供することで、その後の患者の診断・治療を的確に行うために役立てることができる。

未知の感染症である新感染症に対するサーベイランスは現時点では行っていないため、本マニュアルでは新型インフルエンザに限って記載するが、新感染症が発生した場合は、国はWHO等と連携し、早期に症例定義の周知や診断方法を確立し、国内のサーベイランス体制を構築するとしており、県及び保健所設置市である金沢市（以下「県等」という。）もそれに協力する。

このため、県等は、感染症サーベイランスにより、新型インフルエンザ対策に必要な以下のような情報を収集し、厚生労働省へ報告し、国は国立感染症研究所において分析等した上で、国民や医療機関への情報還元や対策の立案に活用する。

1 新型インフルエンザ県内発生 of 早期探知

新型インフルエンザ患者の発生当初は患者数が少なく、季節性インフルエンザの患者と区別が難しいことから、以下のような方法で早期探知を行う。

(1) 患者全数把握

一定の届出基準に基づき、疑似症患者の全数届出を求め、PCR 検査等により患者を確定することで、県内発生を探知し感染拡大を防ぐ。

(2) 学校等における集団発生の把握

感染が拡大しやすい集団生活の場である学校等の休業等の実施状況についての調査を強化し、インフルエンザ様疾患の集団発生があった場合には、海外渡航歴が無い場合も含め、PCR 検査等を行うことにより、逸早く新型インフルエンザの発生・流行を捉えるとともに、地域流行の端緒をつかむ。

また、医療機関・社会福祉施設等から集団発生の報告があった場合にも同様に PCR 検査等を行う。

2 発生段階の見極め

地域での発生状況は様々であり、その状況に応じ、感染拡大防止策等について柔軟に対応する必要があることから、以下のような方法で県内における発生の早期探知・各段階の

移行の見極めを行う。

(1) 患者全数把握

ア 一定の届出基準に基づき、全ての患者の届出を求め、厚生労働省へ報告する。

イ 厚生労働省は、全国での患者数が数百人程度に達した段階で、全国での全数報告を中止するが、県等は、県内感染期に入るまでの間、引き続き実施する。

(2) 積極的疫学調査

把握した患者の感染経路について、積極的疫学調査によって、他の患者との接触歴を追えるかどうかを明らかにするとともに、濃厚接触者への感染の有無を明らかにする。

3 患者の発生動向の推移

インフルエンザの流行の段階（流行入り、ピーク、終息等）に応じた対策を講じる必要があることから、県内 48 カ所の定点医療機関からのインフルエンザ様症状を呈する患者の報告により、発生動向の推移を継続して把握する。

4 インフルエンザウイルスの型・亜型や薬剤耐性等

ウイルスの病原性の変化等により、診断・治療の方針に影響が及ぶことも想定されることから、県内 5 カ所の病原体定点医療機関における患者の検体及び集団発生や全数把握等を端緒として収集される様々な患者からの検体の検査により、インフルエンザウイルスの型・亜型や薬剤耐性等を把握する。

5 新型インフルエンザの病原性、感染力、臨床像、治療効果等

県等は、新型インフルエンザの病原性、感染力、臨床像、治療効果等について、対策や患者の治療に活用できるよう、以下のような方法で情報収集を行い、厚生労働省へ報告する。なお、国から情報提供があった診断・治療に有用な情報は速やかに医療機関等に情報提供を行う。

(1) 積極的疫学調査等による臨床情報の収集

特に県内発生早期において、全数把握した症例について、積極的疫学調査等により感染経路や臨床情報等を収集・分析する。

(2) 季節性インフルエンザとの比較による入院患者数や重症化の状況の把握

平時から行われている入院サーベイランス（県内 5 カ所の基幹定点医療機関においてインフルエンザによる入院患者数や重症化の状況を調査すること）を継続して実施し、季節性インフルエンザとの比較により、重症化のパターン（重症化しやすい年齢、重篤な症状の発生状況等）を把握する等により、治療に役立てる。

(3) 実情に応じた情報収集

必要に応じ、市町や医療機関等の協力を得て、個別症例について症状や治療経過、集団発生状況等の情報を収集するとともに、平時から情報分析体制を整備し、早期対応に役立てる。

(4) 死亡・重症患者の状況の把握

新型インフルエンザによる全ての死亡者・重症患者の把握を、一定数に至るまで行い、重症者等についてある程度の状況が分かるまで実施する。

6 鳥類、豚が保有するインフルエンザウイルスのサーベイランス

国が行う鳥類、豚が保有するインフルエンザウイルスに関する情報収集及び新型インフルエンザの出現監視に協力する。

第2章 各段階におけるサーベイランス

1 平時から継続して行うサーベイランス

(1) 患者発生サーベイランス

ア 目的

インフルエンザの患者数を調査することにより、インフルエンザの流行がどの段階（流行入り、ピーク、終息等）にあるかを把握し、その段階に応じた対策を講じる。

イ 実施方法

県内 48 定点医療機関（小児科定点 29 カ所、内科定点 19 カ所）からインフルエンザと診断した患者について、一週間（月曜日から日曜日）ごとに報告を受け、感染症サーベイランスシステム（NESID）により厚生労働省へ報告するとともに、その結果を分析し、関係機関へ情報還元する。

ウ 実施時期

通年

エ 公表

県ホームページで、週毎の発生状況を公表する。新型インフルエンザ発生時には厚生労働省により定期的に結果が公表される。

オ その他

平時から、県等は、定点医療機関に対し、報告内容・方法等に関する啓発を行う等、報告についての理解及び協力を求める。

(2) 入院サーベイランス

ア 目的

インフルエンザによる入院者数や医療対応を調査し、例年と比較することにより、そのシーズンの重症化のパターン（重症化しやすい年齢、重篤な症状の発生状況等）の概要を把握し、治療に役立てる。

イ 実施方法

県内 5 カ所の基幹定点医療機関において、インフルエンザによる入院患者の年齢や、

重症者に対する検査・対応の実施状況（頭部 CT、脳波、頭部 MRI 検査の実施の有無、人工呼吸器装着の有無、集中治療室入室の有無）について、一週間（月曜日から日曜日）ごとに報告を受け、感染症サーベイランスシステム（NESID）により厚生労働省へ報告する。

ウ 実施時期
通年

エ 公表

季節性インフルエンザに関する定期的な報道発表は、厚生労働省により、全国の集計結果について、原則として毎年 9 月から翌年 3 月までを目途として実施される。また、新型インフルエンザ発生時には厚生労働省により定期的に結果が公表される。

オ その他

平時から、県等は定点医療機関に対し、報告内容・方法等に関する周知を行う等、報告についての理解及び協力を求める。

（3）インフルエンザ様疾患発生報告（学校サーベイランス）

ア 目的

インフルエンザによる学校休業の実施状況を調査することにより、感染が拡大しやすい集団生活の場において逸早く流行のきっかけを捉え、必要な対策を講じる。

イ 実施方法

県等は、毎日、幼稚園、保育所、小学校、中学校、高等学校等から、インフルエンザ様症状の患者による臨時休業（学級閉鎖、学年閉鎖、休校）の状況及び欠席者数の報告を受ける。一週間（月曜日から日曜日）ごとに、感染症サーベイランスシステム（NESID）により厚生労働省へ報告するとともに、その結果を関係機関へ情報還元する。

ウ 実施時期

国の通知に従い期間を限定して実施する。（季節性インフルエンザについては、原則として 9 月から翌年 4 月末日までを目途とする。新型インフルエンザ発生時には季節にかかわらず実施する。）。

エ 公表

季節性インフルエンザに関する報道発表は、随時実施する。新型インフルエンザ発生時においても、同様に実施する。

（4）ウイルスサーベイランス

ア 目的

インフルエンザウイルスの型・亜型、抗原性、抗インフルエンザウイルス薬への感受性等を調べることにより、診断・治療方針等に役立てる。

また、インフルエンザウイルスの亜型を調べることにより、流行しているインフル

エンザウイルスそれぞれの割合を把握する。

イ 実施方法

県内5カ所のインフルエンザ病原体定点医療機関からインフルエンザ患者の検体を採取し、保健環境センターで確認検査（PCR検査、ウイルス分離等）を行い、検査結果を感染症サーベイランスシステム（NESID）により厚生労働省へ報告するとともに、その結果を分析し、関係機関へ情報還元する。

ウイルスサーベイランスのサンプリングについては、実情に応じて適切に行うこととし、新型インフルエンザの発生時にも可能な限りの検体数で継続する（サンプリングの手法については別に定める。）。

ウ 実施時期

通年

エ 公表

県ホームページで週毎の発生状況を公表する。

オ その他

平時から、県等は定点医療機関に対し、報告内容・方法等に関する啓発を行う等、報告についての理解及び協力を求める。また、新型インフルエンザの発生時にも十分な対応ができるよう、平時から、保健環境センターの検査体制の整備に努める。

(5) 鳥類、豚が保有するインフルエンザウイルスのサーベイランス

国が行う鳥類、豚が保有するインフルエンザウイルスサーベイランスに関する分析評価等について情報収集に努め、適宜、関係機関に提供する。

ア 各部局の主な取組

(ア) 家きん及び豚の飼養農場におけるサーベイランス（農林水産部）

家きんについて、鳥インフルエンザの発生予察のため、血清抗体検査等を実施する。また、豚については、県が行う病性鑑定の中でA型インフルエンザウイルスの検査を実施する。

(イ) 野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルスのサーベイランス（環境部）

国の指示の下、「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」（平成23年9月）に従い、死亡野鳥及び秋冬に飛来するガンカモ類の糞便から検体の採取を行い、高病原性鳥インフルエンザウイルス保有の有無をモニタリングする。

2 新型インフルエンザ発生時に追加するサーベイランス

(1) 患者全数把握

ア 目的

全ての新型インフルエンザ患者の発生を把握することにより、新型インフルエンザ

の県内発生状況を把握する。

イ 届出基準（症例定義）

疑似症患者及び確定患者の届出基準については、国により、以下の例を参考に、発生時に明確に定めて通知される。なお、新型コロナウイルスに関する疫学的情報、臨床情報、インフルエンザ迅速検査キットの有効性等が明らかになり、届出基準を改める必要がある場合には修正される場合がある。

（例）

＜当初の基準（≡海外発生期）＞

(ア) 確定患者

- a 症状（38 度以上の発熱、急性期呼吸器症状等）
- b 国立感染症研究所等における PCR 検査等の結果

(イ) 疑似症患者

- a 症状（38 度以上の発熱、急性期呼吸器症状等を基本とし、海外の情報等から特徴的な症状が明らかな場合はその症状を考慮して追加する。）
- b まん延国への渡航歴（一定期間内）
- c インフルエンザ迅速検査キットの結果（A 型が陽性、B 型が陰性）
- d 保健環境センターにおける PCR 検査等の結果

＜適宜入手される症例等の情報を踏まえた見直し

（≡県内未発生期・県内発生早期）＞

(ア) 確定患者

原則として変更しない。

(イ) 疑似症患者

- a 最新の知見を踏まえ、症状の絞り込み
- b 海外発生状況を踏まえ、まん延国への渡航歴の要件の見直し

※ 疑似症患者の届出基準は、狭い範囲とすると届出から漏れる者が増える一方で、広い範囲とすると検査等の対応が困難となることから、適切な範囲を定める必要がある。疑似症患者の届出基準は、上述のように、臨床的な診断基準とは目的が異なるものであり、また、疑似症患者は真の患者とは限らないことに留意する必要がある。

ウ 実施方法

届出基準（症例定義）が決定された後、全ての医療機関から、県等は、届出基準に合致する患者（疑似症患者及び確定患者）の報告を直ちに受け、感染症サーベイランスシステム（NESID）により厚生労働省へ報告するとともに、その結果を関係機関に情報還元する。

なお、届出情報だけでは、転帰までの症状及び治療経過、基礎疾患、検査データ等についての十分な情報が得られないため、積極的疫学調査及びその他の方法により情報収集することとなるが、医療機関や保健福祉センター及び金沢市保健所（以下「保健福祉センター等」という。）の業務量を考慮し、過度の負担とならない程度とする。

エ 実施期間

発生当初の症例の1例ごとの情報は、その後の対策において特に重要であることから、新型インフルエンザの海外発生期に開始し、全国の報告数が概ね数百例に達するまでの間、全数把握を実施し、その後の全数把握については、県内発生早期まで行う。なお、厚生労働省においては、全国の報告数が概ね数百例に達した場合中止することとしているが、県内感染期以降についても県等の判断により継続できることとする。

また、疑似症患者についても、原則として確定患者と同様の時期まで届出を求めることとするが、県内での患者が増加した段階で、県等の判断により中止する。

オ 公表

定期的に報道発表を行うとともに、随時行う。

カ その他

全数把握を端緒として、市町や医療機関等の協力を得て、個別症例について症状や治療経過等の情報を収集し、厚生労働省へ報告する。厚生労働省が分析した結果は、個人情報に配慮しつつ可能な範囲で公表し、新たな患者の治療に活用する。

※実施に当たっての関係機関の役割については、表3に示す。

3 新型インフルエンザ発生時に強化するサーベイランス

(1) インフルエンザ様疾患発生報告（学校サーベイランス）等

ア 目的

インフルエンザによる学校等の休業の実施状況や医療機関や社会福祉施設等におけるインフルエンザの集団発生の状況を調査することにより、感染が拡大しやすい学校等の集団生活の場において逸早く新型インフルエンザの流行や再流行のきっかけを捉え、必要な対策を講じる。

イ 実施方法

インフルエンザ様疾患発生報告（学校サーベイランス）の報告施設を、大学・短大まで拡大し、県等はインフルエンザ様症状の患者による臨時休業（学級閉鎖、学年閉鎖、休校）の状況及び欠席者数を把握し、直ちに報告を受ける。

また、報告のあった集団発生について、県は、可能な限り集団発生ごとに患者の検体を採取し、患者や医療機関の協力を得てPCR検査等を行い、その結果も含めて、感染症サーベイランスシステム（NESID）により厚生労働省へ報告するとともに、その結果を関係機関へ情報還元する。

なお、医療機関や社会福祉施設等におけるインフルエンザの集団発生の報告を受けた際にも、可能な限り、同様に検体を採取・検査する。

ウ 実施期間

海外発生期、県内未発生期、県内発生早期及び小康期（他の都道府県で、新型インフルエンザの患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった場合には、報告対象施設の大学・短大への拡大は中止する。）

エ 公表

実施期間中は随時報道発表を行う。

※実施に当たっての関係機関の役割については、表3に示す。

(2) ウイルスサーベイランス

ア 目的

新型インフルエンザ発生時には、平時から行うウイルスサーベイランスに加え、患者発生サーベイランスにおける患者全数把握及び学校サーベイランス等でのウイルス検査を実施することで、インフルエンザウイルスの型・亜型、抗原性、抗インフルエンザウイルス薬への感受性等を調べることにより、診断・治療等に役立てる。

イ 実施方法

患者発生サーベイランスにおける患者全数把握及び学校サーベイランス等でのウイルス検査（PCR検査、ウイルス分離等）を原則として保健環境センターにて実施する。検査する検体数については、健康推進課と保健環境センターで調整して決定する。

【優先順位の判断の例】

- (ア) 確定診断が治療方針に大きく影響する重症者（入院患者、死亡者等）の診断
- (イ) 集団発生に対するウイルスの亜型の確定
- (ウ) 県内未発生期・県内発生早期において、疑似症患者の届出基準を満たさないが、新型インフルエンザの可能性が高い正当な理由がある場合等

ウ 実施期間

海外発生期から県内発生早期までの間と小康期

エ 公表

実施期間中は必要に応じて随時、県ホームページで発生状況を公表する。

※実施に当たっての関係機関の役割については、表3に示す。

(3) 積極的疫学調査

ア 目的

新型インフルエンザ発生時には、届出情報だけでは十分な情報が得られない感染経路、転帰までの症状・治療経過、重症患者の臨床情報、及び基礎疾患等の情報について、積極的な情報収集を行い、地域ごとの発生段階の把握や病原性・感染力等の把握に役立てる。なお、県内発生早期までの間においては必要に応じて接触者の健康観察や予防投与などまん延防止を図る。

イ 実施方法

患者全数把握、患者発生サーベイランスによる定点医療機関、学校サーベイランスによる集団発生した学校の患者（疑似症患者及び確定患者）及び接触者について、届出情報だけでは得られない情報を、保健福祉センター等の積極的な訪問等により収集する。

詳細は別に定めるものとするが、収集する主な情報には、以下のものがあり、発生

後の状況も踏まえて必要な調査を行う。

- (ア) 患者の感染経路
- (イ) 患者の転帰までの症状及び治療経過
- (ウ) 患者の基礎疾患
- (エ) 接触者の情報

調査の実施は、県等が実情に応じて判断し、必要な場合には厚生労働省（国立感染症研究所を含む。）に支援を求めることとする。

また、県等は、厚生労働省が示す患者から一律に収集すべき情報について調査し、その結果を厚生労働省に報告し、新型インフルエンザの感染力や臨床的な傾向等の分析に協力する。

※実施に当たっての関係機関の役割については、表3に示す。

(4) 新型インフルエンザによる死亡・重症患者の状況

入院の有無にかかわらず、新型インフルエンザと診断された患者が死亡した場合や、死亡した者について確認検査により新型インフルエンザと判明した場合、新型インフルエンザによる一定程度以上（人工呼吸器の装着等）の重症患者が発生した場合には、速やかに医療機関は、県等を通じて、厚生労働省へ報告する。また、県等は、重症患者を端緒として、症状・治療経過、臨床情報を医療機関の協力を得て収集し、厚生労働省に報告する。なお、死亡者数等が全国で数百人以上に達するなど、速やかな報告の意義が低下した場合には報告を中止する。

※このほか、その後も死亡者数については人口動態統計においても把握が行われる。

(5) その他

ア 病原性の変化等

新型インフルエンザウイルスの遺伝子分析等により抗原性の変化や薬剤耐性等を確認した場合等、公衆衛生上、迅速な情報提供や対応が必要と思われる場合には、速やかに厚生労働省に報告する。

イ 臨床情報の分析

県内発生早期等において、全数把握を端緒にするなどして、積極的疫学調査やその他の方法により、新型インフルエンザの臨床像（症状、治療効果等）及び重症患者等の入院経過を含めた臨床情報を可能な限り収集し、厚生労働省へ報告し、国が新型インフルエンザの臨床的な傾向等を分析した上で、診断・治療に有用な情報を提供する。

表 1：平時のサーベイランス

| サーベイ 項目 | 患者発生 サーベイランス | 入院 サーベイランス | 学校 サーベイランス | ウイルス サーベイランス |
|------------|---|---|---|--|
| 目的 | インフルエンザの患者数を調査することにより、インフルエンザの流行がどの段階（流行入り、ピーク、終息等）にあるかを把握し、その段階に応じた対策を講じる。 | インフルエンザによる入院患者数や医療対応を調査することにより、そのシーズンの重症化のパターンを把握し、治療に役立てる。 | インフルエンザによる学校休業の実施状況を調査することにより、感染が拡大しやすい集団生活の場において逸早く流行のきっかけを捉え、必要な対策を講じる。 | インフルエンザウイルスの型・亜型、抗原性、抗インフルエンザウイルス薬への感受性等を調べることにより、病原性などウイルスの性質の変化を把握し、診断・治療方針等に役立てる。 |
| 実施方法 | インフルエンザ定点医療機関から週単位での報告 | 基幹定点医療機関から週単位での報告 | 幼稚園、保育所、小学校、中学校、高等学校等から週単位での報告 | 病原体定点医療機関において検体を採取し、保健環境センターで検査し、結果を報告 |
| 実施・集計時期 | 通年 | 通年 | 流行時（平時は9月～翌年4月を目処） パンデミック時 | 通年 |
| 公表 | 週報 | （厚生労働省で公表） | 報道発表 | 週毎に公表 |

表 2：新型インフルエンザ等発生時に追加・強化するサーベイランス

| 項目 | 患者(疑似症患者及び確定患者) 全数把握の実施 | 学校サーベイランス・ウイルス サーベイランスの強化 |
|------|---|--|
| 目的 | 全ての新型インフルエンザ患者の発生を把握することにより、県内流行の端緒をつかみ、発生当初の新型インフルエンザの感染拡大を防ぐとともに、早期の患者の臨床情報を把握して、その後の診断・治療等に活用する。 | インフルエンザによる学校休業の実施状況を調査することにより、感染が拡大しやすい集団生活の場である学校において逸早く新型インフルエンザの流行や再流行のきっかけを捉え、必要な対策を講じる。 |
| 強化内容 | ・全医療機関から全ての患者の届出を実施 ・届出を端緒として臨床情報の把握を実施 | 報告施設を大学・短大まで拡大するとともに、報告のあった施設から検体の協力を得てPCR検査等を実施 |
| 強化時期 | 海外発生期から県内感染期の初め頃 | ・海外発生期から県内発生早期 ・小康期 |
| 公表 | 随時 | 随時 |

※このほか、新型インフルエンザ発生時には、積極的疫学調査等により、臨床情報の収集などを実施し、分析を行って情報提供する。

表 3：各サーベイランス等における各機関の役割（一例）

| サーベイ 機関 | 全数把握 | 学校 サーベイランス | ウイルス サーベイランス | 積極的疫学調査 |
|---------------|--------------------|--------------------------------|------------------|--|
| 学校 | — | 管轄保健福祉センタ ー等へ報告 検体採取への協力 | 検体提供 | 調査対象が学生等であ った場合調査協力 |
| 医療機関 | 診断・届出 検体採取・提供 | — | 検体採取・提供 | 調査協力 |
| 保健福祉センター 等 | 内容確認・報告 検体回収・搬送 | 内容確認・報告 検体採取・搬送 | 検体回収・搬送 | 感染症法第 15 条に 基づく調査(患者・接 触者・医療機関等) |
| 保健環境センター | 検査実施・分析 | 検査実施・分析 | 検査実施・分析 | 検査実施・分析 |
| 県等 | 報告・情報還元 | 報告・情報還元 | 報告・情報還元 | 報告・情報還元 |
| 国立感染症 研究所 | 情報集積・分析・情 報還元 | 情報集積・分析・情 報還元 | 情報集積・分析・情 報還元 | 調査チーム派遣・調 査 情報集積・分析・情 報還元 |
| 厚生労働省 | 対策・情報還元 | 対策・情報還元 | 対策・情報還元 | 対策・情報還元 |

※情報還元については、厚生労働省（国立感染症研究所を含む）・政府対策本部及び発生地域の都道府県等が十分に連携して行うこと。

表 4：実施時期の一覧

| 実施項目 | 実施時期 | 海外発生期 | 県内未発生期 | 県内発生早期 | 県内感染期 | |
|-------------------------|------------------|-------|--------|--------|-------|-------|
| | | | | | 国内患者数 | |
| | | | | | 数百例以下 | 数百例以上 |
| 全数把握 の目的 | 感染拡大防止 | ○ | ○ | ○ | × | × |
| | 動向の把握・ 臨床情報収集 | ○ | ○ | ○ | ○ | × |
| 全数把握 の実施 | 疑似症患者 | ○ | ○ | ○ * | × | × |
| | 確定患者 | ○ | ○ | ○ | ○ | × |
| 疑似症患者全例への PCR 検査等の実施 | | ○ | ○ | ○ * | × | × |
| (参考)帰国者・接触者外来 の設置 | | ○ | ○ | ○ * | × | × |
| (参考)入院勧告 | | ○ | ○ | ○ * | × | × |

* 県内での患者数が増加し、実施が困難と判断した場合、中止することができる。